

基準 3 経営・管理と財務

基準 3. 経営・管理と財務

3-1 経営の規律と誠実性

《3-1 の視点》

- 3-1-① 経営の規律と誠実性の維持の表明
- 3-1-② 使命・目的の実現への継続的努力
- 3-1-③ 学校教育法、私立学校法、大学設置基準をはじめとする大学の設置、運営に関連する法令の遵守
- 3-1-④ 環境保全、人権、安全への配慮
- 3-1-⑤ 教育情報・財務情報の公表

(1) 3-1 の自己判定

基準項目 3-1 を満たしている。

(2) 3-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

3-1-① 経営の規律と誠実性の維持の表明

八戸学院大学（以下、本学）の設置者である学校法人光星学院（以下、法人）は、「学校法人光星学院寄附行為（以下、寄附行為）」第 3 条に「この法人は、教育基本法および学校教育法に従い、学校を設置し、学術技芸を授けると共に、カトリックの精神に則る道徳教育を施し、高尚なる人格の完成を期し、現代社会が要請する有為の人材を育成することをもって目的とする。」と掲げ、教育基本法、学校教育法その他の関連法令に基づき運営している。また、学校法人光星学院公益通報に関する規程に基づき、公益通報者保護法に準拠した体制を整備している。◇エビデンス 資料編【資料 3-1-1～資料 3-1-3】

本学では、建学の精神や地域との協働による教育を推進することにより、私学としての自主性を保ち、学校法人光星学院運営組織規程その他の規程に基づき、組織体制を構築するとともに教育機関としての公共性を高め、社会の要請に応える運営を行っている。

◇エビデンス 資料編【資料 3-1-4】

なお、平成 26(2014)年 11 月開催の理事会において、法人の理事および評議員の定数削減を行い、理事は従前の「12 人～15 人」を「8 人～11 人」に、評議員は「25 人～31 人」を「17 人～23 人」に変更して文部科学省に寄附行為変更認可申請書を提出し、平成 27(2015)年 6 月 1 日付で実施した。また、平成 26(2014)年 6 月 27 日に公布された学校教育法の改正に伴い、関係する法人内の諸規程すべての見直しを行い、関連規程を改定し、大学のガバナンス体制の強化を図った。

3-1-② 使命・目的の実現への継続的努力

寄附行為第 12 条に基づく法人の最高意思決定機関として理事会を、同第 17 条に基づき理事会の諮問機関として評議員会を設置している。また、法人の業務を円滑に運営するため、寄附行為施行細則第 5 条に基づき常任理事会を設置している。理事会、評議員会および常任理事会においては、寄附行為第 3 条に定める法人の目的実現のため、毎年度具体的な事業計画を策定しており、当該年度経過後に事業報告書を取りまとめている。また、財政再建のため平成 17(2005)年度に第 1 次経営改善計画を策定し、人件費の削減を柱とした経営基盤の強化に取り組んで着実な成果を挙げた。さらに、平成 22(2010)年度には第 2 次

経営改善計画（5ヶ年）を策定し、法人全体の使命・目的の実現に向けた努力を着実に継続した結果、計画最終年にあたる平成26(2014)年度末に帰属収支差額の実質的な黒字化を達成した。平成27(2015)年度の帰属収支差額（改正後の学校法人会計基準では基本金組入前当年度収支差額）は、図書・備品等の過年度償却6,300万円を含んでマイナス9,200万円であり、この特殊要因を除けば実質マイナス2,900万円である。

◇エビデンス 資料編【資料3-1-1, 資料3-1-2, 資料3-1-5, 資料3-1-6】

3-1-③ 学校教育法、私立学校法、大学設置基準をはじめとする大学の設置、運営に関連する法令の遵守

本学は、学校教育法、私立学校法および大学設置基準等の法令に従い、寄附行為、「八戸学院大学学則（以下、学則）」および諸規程を定め、これらの法令・規程を遵守し職務に従事している。◇エビデンス データ編【表3-2】

文部科学省および関係機関から発信される通達や事務連絡等は、法人事務局や大学内の各部署に周知し、緊密に連携を図りながら組織的に対応している。また、監事による監査、会計監査人による監査のほか、本法人内に設置した監査室による内部監査を、年度当初に策定した監査計画に基づき定期的実施しており、本法人の業務を適切に管理している。なお、規程は随時点検・見直しを行った。◇エビデンス 資料編【資料3-1-7】

3-1-④ 環境保全、人権、安全への配慮

環境問題については、平成23(2011)年3月11日に発生した東日本大震災を契機として、法人全体で「節電・節水」に取り組んでいる。毎月1回定例で開催している事務連絡協議会（法人内の幹部事務職員で構成）およびメール配信において、教育機関ごとの光熱水費の使用状況が報告され、消費エネルギーの節約に努めている。

人権保護については、「学校法人光星学院個人情報保護規程」および「八戸学院大学・八戸学院短期大学図書館個人情報保護規程」によって、本学の教職員・学生・保護者等の個人情報保護されており、個人情報に関する意識の向上が図られている。また、「八戸学院大学学生委員会規程」に基づき相談員が配置されているが、今日まで学生・教職員からのハラスメントに関する相談および苦情の申し立てが1件あり相談員が対応した。

◇エビデンス 資料編【資料3-1-8～資料3-1-10】

安全管理については、「学校法人光星学院危機管理規程（以下、危機管理規程）」によって、危機管理に対する対処方法、連絡体制などを明確にした。現在の学内危機管理体制は、夜間の警備に関しては警備会社に委託しているが、昼夜を問わず非常時には危機管理規程に基づき対応する体制となっている。なお、平成23(2011)年4月に「危機管理マニュアル」を作成し、全教職員に周知した。◇エビデンス 資料編【資料3-1-11, 資料3-1-12】

学生の学外での事件および事故に対しては、学生委員会・学務部を中心に対応している。また、交通事故防止対策については、地元警察署や自動車教習所の協力を得て、交通安全講習会を毎年4月と9月に実施している。◇エビデンス 資料編【資料3-1-13】

本学では、「八戸学院大学防火管理規程（以下、防火管理規程）」によって、防火管理組織および自衛消防隊組織を設置し、消防訓練（消火、通報、避難）を実施している。この防火管理規程第6条の「消防用設備等点検基準」に基づき、消防用設備等の自主点検なら

びに業者委託点検を実施し、その結果について消防署に届け出を行っている。キャンパス内には AED（自動体外式除細動器）5 台を設置しており、平成 27(2015)年度は外部機関が実施している講習会に係る事務職員（7 人）を派遣した。

◇エビデンス 資料編【資料 3-1-14】

また、教職員の健康を確保するため、「八戸学院大学・八戸学院短期大学教職員安全衛生管理規程」を制定し、毎年 1 回の定期健康診断の実施を継続している。

◇エビデンス 資料編【資料 3-1-15】

さらに、労働安全衛生法が改正され、全教職員を対象とするストレスチェックが義務化されたことに伴い、平成 28(2016)年 5 月に実施した。

3-1-⑤ 教育情報・財務情報の公表

学校教育法施行規則第 172 条の 2 に基づく教育研究活動等の情報の公表については、「学校法人光星学院情報公開規程（平成 26(2014)年 4 月 1 日施行）」に基づき、本学公式ホームページ等に掲載して対応している。

◇エビデンス データ編【表 3-3】資料編【資料 3-1-16, 資料 3-1-17】

財務情報については、私立学校法第 47 条に基づいた「学校法人光星学院財務書類等閲覧規程」に則り、財産目録、貸借対照表、収支計算書、事業報告書および監事作成の監査報告書を、会計年度終了後 2ヶ月以内に事務所（総務部事務室）に備え置き、本学に在籍する学生とその保護者、教職員、法律上の利害関係者からの閲覧の要求に応じている。また、「八戸学院広報」に財務情報を掲載して法人関係者および全教職員に周知している。

◇エビデンス データ編【表 3-4】資料編【資料 3-1-18～資料 3-1-22】

さらに、法人のホームページに大勘定科目表示の資金収支計算書、事業活動収支計算書、貸借対照表、財産目録、監事の監査報告書、事業報告書および在籍者数を掲載している。なお、事業報告書には各計算書の解説を加えている。

また、外部資金の調達を目的としたイノベーションプログラム（基金）の募集内容、寄付金額、実施事業内容を法人のホームページ上で公開している。

◇エビデンス 資料編【資料 3-1-23】

(3) 3-1 の改善・向上方策（将来計画）

長期経営改善計画に基づく法人全体の経営努力により、平成 26(2014)年度末には帰属収支の実質的な黒字化を達成することができた。今後も法人全体の経営基盤の強化に向けた継続した改革を推進し、収支均衡の維持を目指す。また、キャンパスにおける AED の整備に伴い、教職員を対象とする救急救命講習については、外部機関が実施している講習会に積極的に派遣する。

3-2 理事会の機能

《3-2 の視点》

3-2-① 使命・目的の達成に向けて戦略的意思決定ができる体制の整備とその機能性

(1) 3-2の自己判定

基準項目 3-2 を満たしている。

(2) 3-2の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

3-2-① 使命・目的の達成に向けて戦略的意思決定ができる体制の整備とその機能性

本法人の管理運営に関する基本方針は、私立学校法、寄附行為および寄附行為施行細則をはじめとする関連諸法令によって定められている。

◇エビデンス 資料編【資料 F-1, 資料 3-1-2, 資料 3-1-4】

法人の最高決議機関である理事会は、寄附行為第 12 条に基づき設置されている。

平成 27(2015)年度の開催状況は、表 3-2-1 のとおりである。

◇エビデンス 資料編【資料 3-2-1】

表 3-2-1 平成 27(2015)年度理事会開催状況

開催日	議 案	出席理事数
5月22日	議案第1号 平成26年度事業報告について 議案第2号 平成26年度決算について 議案第3号 役員・評議員の改選について 議案第4号 諸規程の一部改正及び制定について 議案第5号 八戸学院大学・八戸学院短期大学の機関別認証評価について 議案第6号 認証評価結果の条件に対する改善報告書について 議案第7号 イノベーションプログラム（基金）決算・予算について	12人
9月25日	議案第1号 八戸学院大学人間健康学部学部名称変更について 議案第2号 規程の一部改正について	10人
11月25日	議案第1号 平成27年度補正予算（案）について 議案第2号 学校法人光星学院イノベーションプログラム（基金）について 議案第3号 法人遊休資産の活用について	10人
2月24日	議案第1号 学校法人光星学院寄附行為の一部改正について 議案第2号 八戸学院大学学則の一部改正について 議案第3号 八戸学院光星高等学校学則の一部改正について 議案第4号 八戸学院野辺地西高等学校学則の一部改正について 議案第5号 八戸学院短期大学附属幼稚園園則の一部改正について 議案第6号 八戸学院短期大学附属幼稚園聖アンナ園則の一部改正について 議案第7号 八戸学院短期大学附属幼稚園第二しのみめ園則の一部改正について 議案第8号 規程の一部改正について (1)学校法人光星学院運営組織規程 (2)学校法人光星学院就業規則 (3)学校法人光星学院育英・奨学規程 議案第9号 八戸学院短期大学学長候補者の推薦について 議案第10号 八戸学院光星高等学校校長候補者の推薦について	10人

	議案第11号 八戸学院野辺地西高等学校校長候補者の推薦について 議案第12号 八戸学院短期大学附属幼稚園園長候補者の推薦について 議案第13号 八戸学院短期大学附属幼稚園聖アンナ園長候補者の推薦について 議案第14号 八戸学院短期大学附属幼稚園第二しのめ園長候補者の推薦について 議案第15号 共済事業団借入金の借替えについて	
3月23日	議案第1号 平成28年度事業計画について 議案第2号 平成28年度予算について 議案第3号 常務理事の選任について 議案第4号 平成29年度学納金について 議案第5号 新学院構想について	10人

理事は、内部理事 6 人および外部理事 4 人の 10 人で構成されている。内部理事 6 人は理事長、学院主、大学長、高等学校長、幼稚園長および事務局長である。外部理事は弁護士 1 人、企業経営者 2 人および法人内高校元校長 1 人となっており、理事会において本学の管理運営に関しても幅広い視野で協議・検討している。理事会の決定事項は八戸学院大学・八戸学院短期大学運営会議（以下、運営会議）および八戸学院大学教授会（以下、教授会）で周知している。

理事会機能を補佐する会議としては、常任理事5人（理事長、大学長、高等学校長、幼稚園長、事務局長）と教育部門長（短期大学長、高等学校長、幼稚園長2人）で構成する常任理事会を設置しており、毎月1回定例で開催して管理部門はもとより教学部門の情報交換・討議の機会を設けている。平成27(2015)年度の常任理事会は、4月から3月まで計11回開催され、理事会に上程する案件の審議や各施設の状況報告、情報共有等を行った。

なお、変更認可後の寄附行為第 6 条では、理事の選任について次のとおり規定して理事定数の削減を図ったことにより、理事数は 8 人～11 人となった。

第 6 条 理事は次に掲げる者のうちから、理事会において選任する。

- | | |
|---|---------|
| (1) この法人の設置する学校（大学、短期大学、高等学校および幼稚園）の
学長、校長または園長のうちから選任された者 | 2 人～3 人 |
| (2) この法人の評議員から選任された者 | 3 人～4 人 |
| (3) この法人に関係ある学識経験者の中から専任された者 | 3 人～4 人 |

また、寄附行為に定める理事会の審議事項は、次のとおりである。

- (1) 基本財産の処分の制限
- (2) 予算および事業計画
- (3) 予算外の新たな義務の負担または権利の放棄
- (4) 決算および事業計画
- (5) 解散
- (6) 解散した場合における残余財産の帰属
- (7) 合併

(8) 寄附行為の変更

(9) その他この法人の業務に関する重要事項で理事会において必要と認めるもの

学長は、理事会、評議員会および常任理事会に出席しており、本学の意味を理事会等に上程することにより、法人の運営に本学の意味が反映されている。

法人全体の諸改革を加速するため、平成 28(2016)年 4 月に「新学院構想戦略会議」が設置された。なお、「新学院構想戦略会議」の座長に就任した学長については、法人常務理事を兼務することとなった。さらに、理事会には学外から有識者が選任されており、本学の管理運営に関しても幅広い視野で協議し、決定している。理事会の決定事項は、運営会議および教授会に伝達・周知している。◇エビデンス 資料編【資料 3-2-1, 資料 3-2-2】

(3) 3-2 の改善・向上方策（将来計画）

「新学院構想戦略会議」の座長である本学学長（法人常務理事を併任）のもと、法人全体の将来構想および新中期経営計画の策定に着手する。

3-3 大学の意思決定の仕組み及び学長のリーダーシップ

＜3-3 の視点＞

3-3-① 大学の意思決定組織の整備、権限と責任の明確性及びその機能性

3-3-② 大学の意思決定と業務執行における学長の適切なリーダーシップの発揮

(1) 3-3 の自己判定

基準項目 3-3 を満たしている。

(2) 3-3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

3-3-① 大学の意思決定組織の整備、権限と責任の明確性およびその機能性

大学の審議機関として運営会議および教授会を整備している。

◇エビデンス 資料編【資料 3-3-1～資料 3-3-3】

運営会議および教授会は学則に基づき設置・運営され、教学面における重要事項を審議し、学長の意思決定に際して意見を述べる体制を整えている。また、各センター、各種委員会などの組織についても規程に基づいて整備され、権限と責任が明確になっており、その機能を果たしている。◇エビデンス 資料編【資料 3-3-4～資料 3-3-28】

本学の教学部門各種会議体組織図は、図 3-3-1 のとおりである。

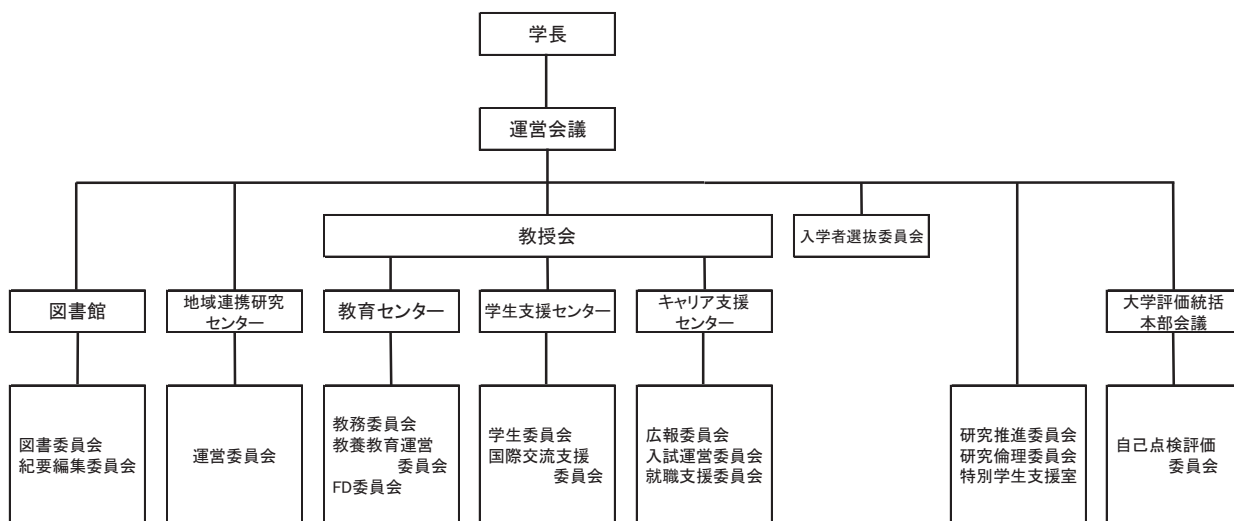


図 3-3-1 本学の教学部門各種会議体組織図

①運営会議

運営会議は「学則」第 59 条ならびに「八戸学院大学・八戸学院短期大学運営会議規程（以下、運営会議規程）」に基づいて運営しており、審議事項は次のとおりである。

- (1)教育研究に関する基本方針および教学運営上の全学的事項
- (2)教員の人事に関する事項
- (3)教授会の審議に関する基本的、共通的事項
- (4)各種分掌の組織および分掌内容に関する事項
- (5)学則、諸規程の制定・改廃および運用に関する事項
- (6)その他、学長が必要と認めた重要事項

運営会議は、教授会に属する職員のうちの一部の者をもって構成される代議員会（学校教育法施行規則第 143 条）としており、学長、学長補佐、学部長、学科長、教育センター長、学生支援センター長、キャリア支援センター長、大学評価統括本部長、図書館長、地域連携研究センター長および事務局学務部長をもって組織され、毎月定例で会議を開催している。

②教授会

教授会は、「学則」第 60 条と「八戸学院大学教授会規程」に基づいて運営しており、審議事項は次のとおりである。

- (1)教育課程に関する事項
- (2)前号にかかわる教育および指導に関する事項
- (3)研究活動に関する事項
- (4)学生の入学、卒業および学位の授与に関する事項
- (5)学生の休学、退学、転学および復学等に関する事項
- (6)試験および学生の学業成績に関する事項
- (7)学生の生活指導および賞罰に関する事項
- (8)その他、学長が必要と認めた事項

教授会は各学部の教授をもって組織する。必要あると認めたときは、准教授、講師、助

教およびその他の教職員等を加えることができる。

3-3-② 大学の意思決定と業務執行における学長の適切なリーダーシップの発揮

学長は、「八戸学院大学・八戸学院短期大学学長選考規程（以下、学長選考規程）」に基づいて任命される。学長選考規程は大学設置基準第13条の第2項を踏まえ、建学の精神を深く理解する者と定めている。◇エビデンス 資料編【資料 3-3-29】

学長は平成25(2013)年度から運営会議議長を兼務し、八戸学院短期大学学長と連携して大学運営を行っている。

教員人事については学長指名による選考委員会（採用）や審査委員会（昇任）を立ち上げ、その報告を受けて学長が運営会議に上程し、承認を得て理事長へ申請している。

学生の入学、退学、転学、留学、休学および卒業は、教授会の審議を経て、学長が決定、許可する（学校教育法施行規則第144条、学則第33条（入学許可）、第40条（退学）、第39条（転学）、第42条（留学）、第37条（休学）、第26条（卒業判定））。入学者選抜については、入学者選抜委員会（教授会の代議員会）の案を受けて学長が決定する。（八戸学院大学教授会規程第3条2項）

学長のもとには4人の学長補佐を配している。平成28(2016)年度当初、学長から学長補佐に対しては①「3本の矢プロジェクト」の推進・継続、海外研修の実施方法の再検討、運営会議・全学教授会の統括、②大学評価統括、IRの推進、③ビジネス学部を中心とした大学諸改革の推進、④地域連携研究センター運営（地域文化研究・地域産業振興・地域スポーツ振興・地域連携推進・国際交流）、学生募集・就職支援活動をそれぞれ担当させ、地域に根ざした大学運営を行っている。

(3) 3-3の改善・向上方策（将来計画）

学長は理事会で決定された方針に従い、大学運営に関する権限を有するとともに責任を負っており、議長として運営会議を招集して業務の速やかな執行を行う。運営会議は、全学的な最高審議機関であり、この会議で規程、制度等の問題点について議論のもと状況に応じて見直しを図る。

3-4 コミュニケーションとガバナンス

《3-4の視点》

3-4-① 法人及び大学の各管理運営機関並びに各部門間のコミュニケーションによる意思決定の円滑化

3-4-② 法人及び大学の各管理運営機関の相互チェックによるガバナンスの機能性

3-4-③ リーダーシップとボトムアップのバランスのとれた運営

(1) 3-4の自己判定

基準項目3-4を満たしている。

(2) 3-4の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

3-4-① 法人及び大学の各管理運営機関並びに各部門間のコミュニケーションによる意思決定の円滑化

学校法人の意思決定機関である理事会は、法人の設置する学校の管理運営に関する基本方針のほか、法人の財務内容および人事案件等について審議している。

教学部門の審議機関である運営会議および教授会は、主として教育研究に関する基本方針の策定、学則および諸規程の制定・改廃、教育課程および単位認定に関する事項、学生の生活指導のほか教員の任用および昇任に関する事項等について審議している。

◇エビデンス 資料編【資料 3-3-2, 資料 3-3-3, 資料 F-3】

学長（理事）は、教育および研究に関する重要事項ならびに教学部門の意思をまず常任理事会に上程している。理事会においては、教学部門の提案事項についても活発な意見交換を行っており、管理部門と教学部門との連携が図られている。また、事務局では毎週月曜日に大学および法人合同の部課長連絡会議を開催しており、コミュニケーションが充分に図られている。

法人・本学の管理運営体制は、図 3-4-1 のとおりである。

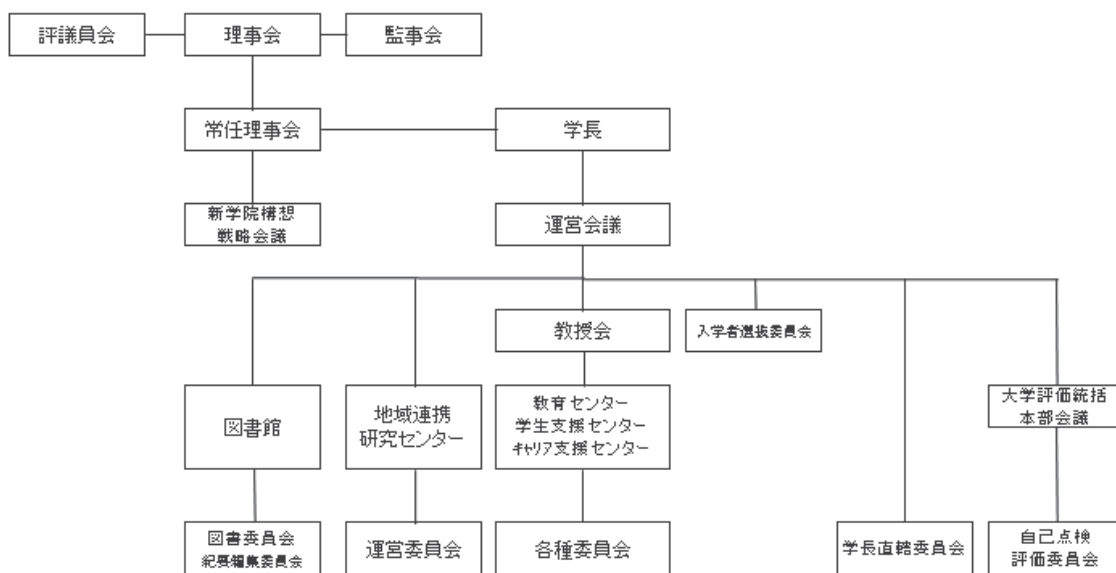


図3-4-1 法人・本学の管理運営体制

3-4-② 法人及び大学の各管理運営機関の相互チェックによるガバナンスの機能性

理事会、評議員会および常任理事会の構成員である学長は、教学部門の意思を的確に伝え、理事会等も教学部門の意見を尊重しながらも慎重に審議することによって、管理部門と教学部門との連携が図られている。理事会の決定事項を総務部長が運営会議に報告・説明し、また、理事会の決定事項および運営会議の審議結果を学務部長が教授会に報告することによって情報の共有を図っている。さらに、理事会および運営会議における決定事項については、毎朝開催している事務局部課長会議で報告され、事務職員に対しても周知徹底が図られている。

また、寄附行為第 5 条第 1 項第 2 号において監事を 2 人～3 人と定めており、寄附行為第 7 条において監事の選任について「監事は、この法人の理事、職員（学校の長、教員その他の職員を含む。）または評議員以外の者のうちから、評議員会および理事会の同意を得て、理事長が選任する。」と規定している。◇エビデンス 資料編【資料 F-1】

平成 27(2015)年 6 月 1 日より金融機関役員 1 人を監事に加え、他学校法人理事経験者、公認会計士の 3 人体制で、定期開催の監事会を含め業務監査・会計監査を実施している。書類監査だけに止まらず、理事会・評議員会への出席のほか、役員懇談会、公認会計士との情報交換会、主管部の部課長との面談、法人内各種イベント等での意見収集、情報交換を行っている。

寄附行為第 8 条に監事の職務について次のとおり規定している。

- (1) この法人の業務を監査すること
- (2) この法人の財産の状況を監査すること
- (3) この法人の業務または財産の状況について、毎会計年度、監査報告書を作成し、当該会計年度終了後 2 ヶ月以内に理事会および評議員会に提出すること
- (4) 第 1 号または第 2 号の規定による監査の結果、この法人の業務または財産に関し不正の行為または法令もしくは寄附行為に違反する重大な事実があることを発見したときは、これを文部科学大臣に報告し、または理事会および評議員会に報告すること
- (5) 前号の報告をするために必要があるときは、理事長に対して、評議員会の召集を請求すること
- (6) この法人の業務または財産の状況について、理事会に出席して意見を述べること

また、評議員の選任については、寄附行為第 21 条に次のとおり規定しており、理事定数と同様、評議員定数についても削減を図っている。

- | | |
|--|---------|
| (1) 第 6 条第 1 項第 1 号に規定する理事およびこの法人の教職員のうちから理事会において選任された者 | 7 人～9 人 |
| (2) この法人が設置する学校を卒業した者で、年齢 25 歳以上の者のうちから理事会において選任された者 | 5 人～7 人 |
| (3) 第 6 条第 1 項第 3 号に規定する理事およびこの法人に関係のある学識経験者のうちから理事会において選任された者 | 5 人～7 人 |

評議員会は、寄附行為第 17 条に基づき理事会の諮問機関として設置され、寄附行為第 19 条において理事長はあらかじめ評議員会の意見を聞くこととしている。また、寄附行為第 32 条において、理事長は毎会計年度終了後 2 ヶ月以内に決算および事業の実績を報告し、評議員会の意見を求めなければならないと規定している。なお、平成 27(2015)年度における評議員会の開催状況は、表 3-4-2 のとおりである。◇エビデンス 資料編【資料 3-4-1】

表 3-4-2 平成 27(2015)年度評議員会開催状況

区分	開催日現在の状況		開催年月日 開催時間	出席者数等			監事の 出席状況
	定員	現員 (a)		本人 出席数(b)	実出席率 (b/a)	委任 出席者数	
評議員会	5月31日まで 25～31人	25人	平成27年5月22日 16:00～17:30	24人	96.0%	1人	2/2
		22人	平成27年9月25日 10:30～11:16	21人	95.4%	1人	3/3
	6月1日より 17～23人	22人	平成27年11月25日 10:30～11:40	21人	95.4%	1人	3/3
		22人	平成28年2月24日 10:30～11:23	21人	95.4%	1人	3/3
		22人	平成28年3月23日 10:30～11:33	20人	90.9%	1人	2/3

3-4-③ リーダーシップとボトムアップのバランスのとれた運営

理事長は初代理事長の立体的総合学園構想と「地域発展の基礎は教育にある」という精神に沿って、地域の要望に耳を傾けながら、教育理念・目的に則った教育活動の展開と時代に沿った改革を推進している。

また、法人内の事業展開、情報共有、交流等に重きをおき、理事会を統括するとともに、「学院フェスタ」、「法人内各学校の教育に関する研究発表会」等を継続実施し学園の発展にリーダーシップを発揮している。◇エビデンス 資料編【資料 3-4-2, 資料 3-4-3】

さらに、必要に応じて運営会議に理事長が参加して理事長方針を示し、教学部門の審議案件、審議内容の拡充へもつながっている。

理事長の提言を受け、学長は教育改革についての方針を決定し、平成 25(2013)年に教養教育、キャリア教育の充実、教育技術の向上について「3本の矢検討委員会」というプロジェクトを立ち上げ、それぞれの検討委員会から出された具体的提言に基づき、「キャリアデザインⅠ～Ⅷ」や「日本語リテラシー」の科目等が新設されるなど、円滑に各種施策が実施されている。◇エビデンス 資料編【資料 3-4-4】

(3) 3-4 の改善・向上方策（将来計画）

法人全体としては、総合企画室において大学を中心とした新たな中期経営計画の策定に着手し、これを「新学院構想戦略会議」に発展させ、法人内全施設の将来構想および新中期経営計画の策定を行う。

大学においては、各委員会で検討を重ねて導き出した施策について、学長の指導のもと、PDCA サイクルを活用した施策内容の充実を図る。

3-5 業務執行体制の機能性

《3-5 の視点》

3-5-① 権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した組織編制及び職員の配置による業務の効果的な執行体制の確保

3-5-② 業務執行の管理体制の構築とその機能性

3-5-③ 職員の資質・能力向上の機会の用意

(1) 3-5 の自己判定

基準項目 3-5 を満たしている。

(2) 3-5 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

3-5-① 権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した組織編制及び職員の配置による業務の効果的な執行体制の確保

教育研究活動を支援する事務機能および法人業務を含む本法人の管理運営上の総括的な事務機能を包括した事務組織として、総務部・学務部の職制、任命および職分について、「学校法人光星学院運営組織規程」第 27 条～第 29 条に明確に定めている。また、業務を円滑に遂行するため事務組織の分掌を課・室ごとの役割について、「学校法人光星学院運営組織事務分掌細則」に明確に定めている。これらの規程と大学設置基準第 42 条の学生の厚生補導の組織の規定に基づき、効果的な執行体制のために適切な人員確保と配置を行っている。◇エビデンス データ編【表 3-1】資料編【資料 3-1-4, 資料 3-5-1】

職員は担当業務を通じて事務能力や業務能力を研鑽するが、教員経験者は厚生補導の軸である教務関係や学生対応の部署に、保健室担当や図書館司書については有資格者を、システム管理、WEB サイトの作成は資格や経験によって培われた能力保持者を配置し、適材適所を目指している。◇エビデンス 資料編【資料 3-5-2】

3-5-② 業務執行の管理体制の構築とその機能性

教務学生課は、学生目線に立ったサポートによる学生サービスの提供を意図し、学内の教学システムの機能を活用して学生の各種要望を把握することなどによって、的確な支援体制の構築を目指している。

キャリア支援課は、入学（入口）と卒業・就職（出口）をつないだ学生サービスの提供を意図し、日常的かつ専門的なキャリア支援を行うことと、学生募集活動において就職状況や卒業生の正確な情報を迅速に伝えることができる体制を構築した。

情報メディア課は、大学の付置機関である図書館並びに地域連携研究センターの事務部門を担当するとともに、本学の IT（情報通信技術）に関するシステムおよびネットワークの管理運用業務を担当している。

大学・短期大学・高等学校・幼稚園までの管理運営のために必要な組織が配置されていて、管理事務部門（総務部）と教学事務部門（学務部）および高等学校事務部門（高等学校事務部）と横断的に組織されている。また、平成 25(2013)年 4 月から「事務部門長会議」を設けて管理事務部門の総務部長、教学事務部門の学務部長、高等学校事務部門の事務長とで毎月定例的に情報共有および問題解決等、常に連携しながら適切に業務を遂行している。さらに毎月第 1 水曜日には、総務部・学務部・高等学校事務部の部課長および各所属

の代表者が集まり、「事務連絡協議会」を実施して、情報共有に配慮している。

3-5-③ 職員の資質・能力向上の機会の用意

「学校法人光星学院スタッフ・ディベロップメント委員会規程」および「学校法人光星学院一般職員研修規程」に基づき、職員の資質・能力向上のための研修を毎年適切に行っている。平成 27(2015)年 5 月に事務レベルの向上を目指し「公認会計士監査の指摘事項」講評に課長以上が参加、8 月には「職員の意識改革や行動改革の向上を図る」ことを趣旨として、新たに始まるマイナンバーと年金制度、生活習慣と健康寿命、若い世代のための健康づくり、学校法人の業績と将来に関する研修を行った。また、継続的に職員の資質向上および専門性を高めるため、平成 27(2015)年 9 月に日本私立大学協会東北支部主催の事務研修会に、総務・人事・教務学生・キャリア支援担当の事務職員を 4 人派遣した。なお、本事務研修会は本学が主管大学を務めることとなったため、学務部長を含めて 6 人の運営スタッフも派遣した。◇エビデンス 資料編【資料 3-5-3～資料 3-5-5】

(3) 3-5 の改善・向上方策（将来計画）

平成 26(2014)年度をもって経営改善計画最終年度となったが、平成 28(2016)年以降も人件費に配慮し、事務職員の退職等に際しては必要に応じて採用する。また、高年齢者雇用安定法の改正に伴い、継続雇用者を管理職ポストの任に就けることを原則として廃止し、一般職としての待遇で適材適所に配属する。

職員の育成については業務内容に応じて、業務のプロフェッショナルと、ゼネラリストとを区別して育成していく。そのためには、外部研修への参加を積極的に推奨するだけでなく、学校運営の知識・能力を習得する研修を企画し、全職員の資質・能力の向上を目指していく。

3-6 財務基盤と収支

《3-6 の視点》

3-6-① 中長期的な計画に基づく適切な財務運営の確立

3-6-② 安定した財務基盤の確立と収支バランスの確保

(1) 3-6 の自己判定

基準項目 3-6 を満たしている。

(2) 3-6 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

3-6-① 中長期的な計画に基づく適切な財務運営の確立

法人全体の基本金組入前当年度収支差額（旧基準の帰属収支差額、以下収支差額）については、第 2 次経営改善計画前の収支差額が平成 21(2009)年度において 4 億円以上のマイナスであったが、年々マイナス幅が縮小して、平成 26(2014)年度はマイナス 1,900 万円（過年度分減価償却費増の特殊要因あり）となって実質的にプラスを確保し、経営改善計画の目標を達成した。平成 27(2015)年度は、設備投資に係る減価償却費の増加や古い備品の廃棄処分、図書廃棄等の合計が 1 億円以上あり、マイナス 9,200 万円となった。また、自己資金により八戸学院短期大学幼児保育学科校舎を建設（12 月竣工）したため現預金が減

少した。しかし、減価償却前収支は4億円超の黒字を維持しており、設備投資や借入金返済等に問題はない。

大学単体の収支差額は、在籍学生数の増加と新規獲得補助金によりプラス500万円を確保した。平成28(2016)年4月に開設した看護学科が完成年度を迎える平成31(2019)年度までは、収支状況が若干悪化する予想だが、財務的に影響はない。

◇エビデンス 資料編【資料3-6-1, 資料3-6-2】

3-6-② 安定した財務基盤の確立と収支バランスの確保

本学の外部資金には、①各種受託研究・受託事業、②科学研究費補助金、③光星学院イノベーションプログラム（基金）がある。それぞれの根拠規程は次のとおりである。

①受託研究・受託事業

- ・八戸学院大学・八戸学院短期大学受託研究取扱規程
- ・八戸学院大学・八戸学院短期大学学外共同研究規程

②科学研究費補助金

- ・八戸学院大学・八戸学院短期大学科学研究費補助金経理事務取扱規程
- ・八戸学院大学・八戸学院短期大学公的研究費の管理・監査に関する規程

③イノベーションプログラム

- ・学校法人光星学院イノベーションプログラム（基金）運営委員会規程

なかでも光星学院イノベーションプログラム（基金）が最大のものである。イノベーションプログラムの創設は平成19(2007)年5月で、一般企業・卒業生・教職員・外部団体等からの寄付を受けており、平成27(2015)年度は5,500万円を獲得（甲子園寄付を含む）、基金創設から9年間で総額3億3,000万円の寄付を受け、現在の繰越残高は1億5,000万円となっている。科学研究費補助金は、平成28(2016)年度の新規採択は0件、継続2件という状況である。学内で科研費申請に向けた講習会等を実施しており、若干ではあるが成果が出始めている。ほかには総務省、青森県、三八地域県民局などから事業の委託を受けている。◇エビデンス 資料編【資料3-6-3～資料3-6-7】

補助事業収入は、スクールバス維持費、八戸学院光星高校・八戸学院野辺地西高校の生徒寮運営にかかわるもので、平成27(2015)年度は1億9,700万円で、平成26(2014)年度に比べ、約600万円増加した。

大学単体の収支バランスは、平成26(2014)年度はマイナス6,800万円であったが、平成27(2015)年度はプラス500万円に転じ、財政基盤は安定に向かっている。

過去3年間の財務比率は、表3-6-1、表3-6-2のとおりである。

表3-6-1 法人全体の各種財務比率

比率	平成25年度	平成26年度	平成27年度
人件費比率	56.9%	53.7%	54.3%
消費収支比率	103.1%	100.6%	102.8%
教育研究経費比率	32.3%	33.0%	33.2%

表 3-6-2 大学単体の各種財務比率

比率	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
人件費比率	59.5%	58.4%	52.5%
消費収支比率	107.4%	109.1%	99.3%
教育研究費比率	41.6%	43.0%	39.0%

(3) 3-6 の改善・向上方策（将来計画）

少子化による 18 歳人口減少の更なる進行によって、学納金収入が減少する時代の到来を見据え、収入に見合った支出抑制の徹底や、看護学科の増設による学生増を達成して収支均衡を目指す。

3-7 会計**〈3-7 の視点〉****3-7-① 会計処理の適正な実施****3-7-② 会計監査の体制整備と厳正な実施****(1) 3-7 の自己判定**

基準項目 3-7 を満たしている。

(2) 3-7 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）**3-7-① 会計処理の適正な実施**

会計処理は、学校法人会計基準および「学校法人光星学院経理規程」「学校法人光星学院経理規程施行細則」に則り、固定資産および物品等については、「学校法人光星学院固定資産および物品管理規程」、学則・園則に定める授業料・教育費・教育充実費・実習教育費等以外に各施設が徴収する預り金等の費用に関する会計処理は「学校法人光星学院学校徴収金等取扱要綱」を定め、これらの規程等に基づき各教育施設および総務部で適切に行っている。◇エビデンス 資料編【資料 3-7-1～資料 3-7-4】

大学における研究費は、「八戸学院大学・八戸学院短期大学研究者の行動規範」「八戸学院大学・八戸学院短期大学における公的研究費の管理・監査および研究活動における不正行為への対応等にかかわる基本方針」「八戸学院大学・八戸学院短期大学公的研究費の管理・監査に関する規程」「八戸学院大学・八戸学院短期大学学外共同研究規程」「八戸学院大学・八戸学院短期大学受託研究取扱規程」「八戸学院大学・八戸学院短期大学科学研究費補助金経理事務取扱規程」「八戸学院大学専任教員研究経費助成金取扱規程」に則り、適切に会計処理を行っている。

◇エビデンス 資料編【資料 3-7-5～資料 3-7-7, 資料 3-6-3～資料 3-6-6】

予算編成にあたっては、両学部および教務委員会、学生委員会等の委員会ごとに翌年度の事業計画と予算原案を 1 月に策定し、これに基づき総務部財務管財課が中心となって各教育施設の担当部署と協議を重ね、法人全体の予算案を 2 月に作成し、3 月の評議員会での意見聴取後、理事会で決定している。

年度内における予算の追加、その他の変更を必要とするときは、補正予算の編成を行っ

ている。平成 27(2015)年度は、11 月の常任理事会、評議員会を経て理事会で議決した。

◇エビデンス 資料編【資料 3-7-8】

決定した予算（補正予算も同様）は、理事長から各教育施設長宛てに通知している。予算の執行（日々の会計処理）は、各教育施設の経理担当部署において指定日ごとに支払表を作成し、総務部財務管財課に提出、財務管財課で元帳に記帳処理する。払出・振込の決裁は総務部長・事務局長を経て理事長が行い、財務管財課が全施設分を一括で処理している。決算は、財務管財課が会計年度終了後 2 ヶ月以内に決算書類案を作成して、監事による監査と公認会計士による監査を受け、理事会に上程して承認を受けたあと、評議員会に報告している。

3-7-② 会計監査の体制整備と厳正な実施

会計監査は、2 人の公認会計士で年間を通じて 240 時間の監査時間の契約をしており、期中監査・期末監査・現物実査を行い、理事会議事録・評議員会議事録、会計関係帳簿・帳票類・決算関係書類、各種保管書類等の厳正な監査を行っている。

平成 27(2015)年度は、12 月 10 日に八戸学院野辺地西高校、12 月 11 日・14 日に総務部、平成 28(2016)年 4 月 19 日に八戸学院光星高校のそれぞれで期中監査を実施し、5 月 17 日と 18 日には総務部で期末監査を実施した。また、現物実査は平成 28(2016)年 4 月 1 日に八戸学院光星高校と総務部で行った。会計監査では、経理処理の指摘だけではなく、人事関係書類等、総務部保管書類についても指摘をするなど事務処理全般に亘って厳正に実施した。「会計監査報告事項」について平成 28(2016)年 5 月 24 日、理事長以下各部署の課長以上の職員が一堂に集まり、公認会計士からの説明・講評を受けた。

指摘事項は、学内諸規程等の制定・改正の整備状況、事務職員の勤務管理是正、事務処理・事務管理の適切性、固定資産管理の適切性などについてであった。

なお、学校法人会計基準が平成 27(2015)年 4 月 1 日に改正施行されたことに伴い、予算編成から反映させ、平成 28(2016)年 5 月に新基準での計算書類が完成している。

監事は、平成 27(2015)年 6 月より他の学校法人理事経験者と公認会計士の 2 人に加えて、金融機関役員 1 人を増やして 3 人体制となった。監事による監査は、定期開催の監事会を含め、業務監査・会計監査を計 8 回実施した。書類監査だけに止まらず、理事会・評議員会への出席のほか、役員懇談会や各部署の部課長との面談、法人主催の各種イベント等で意見収集・情報交換を行った。

(3) 3-7 の改善・向上方策（将来計画）

会計監査および業務監査の指摘事項に関する対応は「事務部門長会議」「事務連絡協議会」の定例会議に加えて、新たに新設した「高等学校事務長連絡会」とともに協議・検討の上、迅速に改善を実行する。

また、各部署の研修会等を通じて同様の指摘が発生しないよう事務職員に対して注意喚起を促すとともに、日常業務の中での不明な点や誤った事務処理等については、規程の再確認を徹底する。さらに、適正かつ効率の良い事務処理方法については、会計関連であれば総務部財務管財課が中心となり、他の業務であれば総務部総務人事課が主導して継続的な指導を行う。

【基準3の自己評価】

学長が責任をもって大学運営を行うに当たり、その補佐体制として、学部長2人、学長補佐を4人配置して、業務遂行上の企画および学内の意見調整、地域との連携等にスピード感を持って対処している。

また、最高審議機関である運営会議においては、各センターから議案が上程されるなど、民主的な運営を行っている。承認された案件の中から理事会へ提案される事項も運営会議出席者に周知されている。

法人全体としては、関係法令、寄附行為、学院諸規程などにに基づき適切な管理運営が行われている。しかし、定員未充足により財務内容は厳しい状況が続いていたため、平成22(2010)年から第2次経営改善計画を策定し、最終年度の平成26(2014)年度に帰属収支差額の黒字化を最終目標として取り組んだ結果、目標を達成した。

以上のように、法人全体と本学においては、適正な管理運営のもと、改善努力も継続されており、帰属収支差額の実質プラス確保を実現した。しかしながら、平成28(2016)年度は再びマイナス予算となっており、財務面においては未だ不安定な部分もある。新学院構想戦略会議の立ち上げによって、法人全体の組織の改組・改編を伴う教育改革を進めていく。